

コメントの概要	金融庁の考え方
- 2 - 1 - 1 (4) 証券化商品の販売に係る留意事項（証券化商品の追跡可能性（トレーサビリティ）の確保）	
<p>監督指針案 - 2 - 1 - 1 (4)によると、みなし有価証券販売業者が信託受益権のうち証券化商品と同様の性質を有するものの販売等を行う場合には、日本証券業協会の自主規制規則「証券化商品の販売等に関する規則」に準じて、監督指針案 - 2 - 1 - 1 (4) ~ 記載の事項に留意することとされている。</p> <p>また、日本証券業協会の自主規制規則「証券化商品の販売等に関する規則」第8条では、「協会員は、金商法第2条第2項第1号及び第2号に規定する信託の受益権のうち、証券化商品と同様の性質を有するものについては、本規則に準じて取り扱うことが望ましい」とされている。</p> <p>一方、日本証券業協会の「証券化商品の販売等に関する規則に係るQ&A」では日本証券業協会の自主規制規則「証券化商品の販売等に関する規則」【第8条】に関する質問Q22において、「不動産信託受益権のように、信託財産の売買と同視される目的を以って受益権化されたもの」についても、本規則に準じた取扱いが望まれるのかとの質問に対して、「実質的に特定の資産の譲渡取引そのものとみなされるような場合における信託受益権は、本規定の対象外と考えられます。」との回答が示されている。</p> <p>従って、不動産信託受益権は、日本証券業協会の自主規制規則「証券化商品の販売等に関する規則」第8条の「金商法第2条第2項第1号及び第2号に規定する信託の受益権のうち、証券化商品と同様の性質を有するもの」には該当せず、また、監督指針案 - 2 - 1 - 1 (4)における「証券化商品と同様の性質を有するもの」にも該当しないとの理解で良いか確認したい。</p>	<p>実質的に特定の資産の譲渡取引そのものとみなされるような場合における不動産信託受益権については、監督指針 - 2 - 1 - 1 (4)における「証券化商品と同様の性質を有するもの」に該当しないものと考えられます。</p>